

岩手県告示第517号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

平成21年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 山田町船越大島鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 山田町船越大島鳥獣保護区の区域
- 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分 集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的 この地域は、陸中海岸船越半島の南東1キロメートルの海上に位置し、陸中海岸国立公園の一部となっている無人島で、植生は天然のタブノキ、アカマツの壮齢木から構成されており、林床は広くオオバジャノヒゲに覆われている。また、周囲には岩場があり、海鳥の良好な生息環境が保全されておりウミツバメ類やオオミズナギドリの繁殖地となっている。

このことから、鳥獣保護区の全域を鳥獣保護区特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の保全及び鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(3) 管理方針

ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。

イ 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ウ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間 平成21年6月12日から同月25日まで

(2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び宮古地方振興局保健福祉環境部